

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

全国の18万の建設業者が影響を受ける改正

全国の建設業者55万社のうち、公共工事を受注する業者約18万事業者は公的な企業評価制度である「経営事項審査(略して経審(経審))」を受審する義務があります。今回の改正は、①審査基準と②虚偽申請防止対策の強化の2点です。

(1) 審査基準の改正の概要

項目	改正の内容
改正の時期	平成23年4月1日から施行される。
X ₁ の上方修正	建設投資の減少に応じて、評点テーブルを1.809%上方修正する。
X ₂ の上方修正	同上の理由で、元請完工高の評点テーブルを15.02%上方修正する。
Zの技術者	名義借り等を防止するため、半年超の恒常的雇用関係のある者に限定。
Wの減点措置	改正後に法的整理を行った企業はWで60点の減点措置を行う等
Wの項目追加(1)	建設機械の保有状況を積極的に評価する(1台1点,最高15点)。
Wの項目追加(2)	ISO9000シリーズ、14000シリーズの取得者に加点措置(各5点加算)。

(2) 虚偽申請防止対策の強化へ向けての改正

項目	改正の内容
改正の時期	平成23年1月1日以降の申請に係るものから。
報告基準	経営状況分析機関が異常値に関し行政に報告する仕組みを創設。
相関分析の強化	完工高と技術者の異常値検出の相関分析の強化への取り組み。
重点審査の実施	審査行政庁の虚偽の疑いのある者への立入検査等の実施。
刑事罰等	経審の虚偽表示→6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。他に行政罰もある。

皆様のお客様に建設業者の方がおられて、万一虚偽申請が行われていたら、粉飾との決別を決意なさるよう助言が必要です。